

●香川県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成24年5月1日	アロハ薬局	丸亀市本町105番地1丸亀フロントビル1階6号
平成25年1月15日	株式会社三河薬品ミカワ調剤薬局原田店	善通寺市原田町1560番地1
平成25年3月1日	つたに歯科クリニック	坂出市本町3丁目5番28号
平成25年3月1日	みどりの歯科医院	坂出市本寿町1丁目2番6号
平成25年3月1日	アイプラス調剤薬局土器西店	丸亀市土器町西1丁目1439番地1
平成25年3月1日	そうごう薬局坂出店	坂出市元町1丁目5番21号
平成25年3月27日	はやし整形外科リハビリクリニック	丸亀市土器町西1丁目1441番地1